

東京高専から出る廃棄物の分類と処理の基本

1 廃棄物の分類

廃棄物は大きく事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分ける。

2 事業系一般廃棄物

次のとおり分類する。

- A 可燃（燃やす）ごみ（生ゴミ、紙くず、絆創膏、写真等）
- B 不燃（もやさない）ごみ（ラップ類・菓子の袋、ゴム、金属類、ガラス等）
- C プラスチック（発泡スチロール、カップ麺の容器、ボトル容器等）
- D カン（飲料用の缶、缶詰の缶等）
- E ペットボトル（飲料用）
- F ビン（ドリンクのビン等）
- G 有害ごみ（乾電池・蛍光灯等）
- H 紙類（新聞、段ボール、雑紙等）
- I 粗大ごみ（家電製品、机、椅子、戸棚等）
- J 家電リサイクル法対象物

3 産業廃棄物

産業廃棄物は単なる「産業廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」に分ける。

A 産業廃棄物は次のようなものがある。

- 1) 燃え殻（石炭がら）
- 2) 汚泥
- 3) 廃油（鉱物性油、動植物性油、絶縁油、洗浄油など）
- 4) 廃酸（pH が 2 より大きい全ての酸性廃液）
- 5) 廃アルカリ（pH が 12.5 より小さい全てのアルカリ性廃液）
- 6) 廃プラスチック類（廃タイヤなど全ての合成高分子化合物）
- 7) 金属くず（鉄及び非鉄金属の研磨くず、切削くず）
- 8) ガラスくず及び陶磁器くず（試薬瓶、耐火煉瓦くず、石膏ボードくず、コンクリートくず等）
- 9) パソコン関連製品

B 特別管理産業廃棄物は次のようなものがある

- 1) 廃油（引火点が 70℃ 未満のもの：ガソリン、灯油、軽油等）
 - 2) 廃酸（金属イオンを含まない pH が 2.0 以下の酸性廃液）
 - 3) 廃アルカリ（金属イオンを含まない pH が 12.5 以上のアルカリ性廃液）
- （特定有害産業廃棄物）
- 4) 廃 PCB、PCB 汚染物
 - 5) 廃石綿等（石綿、石綿が付着している恐れがあるもの）

6) 有害産業廃棄物

次のような有害物質を基準値以上含む汚泥、鉍さい、廃油、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど

水銀、カドミウム、鉛、クロム、砒素、シアン、有機リン化合物、P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペンベンゼン、セレン又はセレンの化合物など

4 廃棄物の処理

A 事業系一般廃棄物

1) 分類A～Gの廃棄物は、廊下等に配置したごみ箱に分別区分に従い投入する。ただし、大量になるときは、会計課に連絡の上、ごみ置き場に各自運搬する。

2) 分類H（紙類）は、指定日に指定場所に搬出する。ただし、大量になるときは、会計課に連絡の上、ごみ置き場に各自運搬する。

なお、個人的に持ち込んだ雑誌等は各自が責任を持って処分する。

3) 廊下等のごみは清掃業者がごみ置き場に回収し、会計課は、処分を定期的に処理業者に委託する。

B 特別管理産業廃棄物

1) 研究室等で特別管理産業廃棄物が出て、処分が必要なときは、会計課に処分を依頼する。

2) 会計課は、処理業者の処理能力、処理実績等を十分に調査し、処理を委託する。

3) 会計課は、委託した後の管理もマニフェスト等で徹底する。